

資料 2-1

令和 4 年 11 月 18 日
健康部生活衛生課

令和 3 年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について

1 令和 3 年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果 別添のとおり

2 実施結果の概要

主な監視指導事業

区内食品等事業者の施設に立ち入りを行い、食品・添加物等の取り扱いや食品表示が適切かどうか等を監視し、不適切なものがあれば改善を指導した。また、食中毒が発生しやすい業種や大量調理施設に対して、より重点的に監視指導を実施した。

ア 年間監視件数	3,849 件
イ うち重点監視件数	2,170 件（夏期対策、歳末一斉など）
ウ 食品等の収去検査	778 検体
エ 現場簡易検査	295 検体

違反・苦情食品対策

ア 苦情についての対策

区民等から食品等に関する苦情が 86 件（苦情要因別延べ件数は 94 件）寄せられた。主な内容は、食事をして具合が悪くなった、食品へ異物が混入しているなどであった。その全てについて、食品等事業者の施設に立ち入って原因を調査し、必要に応じて改善を指導するなどの措置をとった。

イ 違反食品

監視や苦情対応の過程で食品衛生法に違反した食品を 67 件発見し、改善指導や管轄自治体への通知を行った。

食中毒について

区内で発生した食中毒は 3 件であった。そのうち 2 件の営業者に対して営業停止処分を行った。

区民・事業者・行政間の情報および意見の交換（リスクコミュニケーション）

ア 食の安全・安心講演会

10 月に、「突撃！あなたのお弁当チェック～知って安心 衛生的なお弁当作り～」をテーマに、オンラインで講演会を開催し、参加者は 29 名（ただし、参加機器の数）であった。

イ 情報提供および普及啓発

- (ア) 食育推進ボランティア等を対象に、食品衛生についての講習会を3回、76名に実施した。
- (イ) 食品衛生だよりを年3回、17,000部を発行した。季節ごとに注意すべき食中毒等を特集し、区立施設等で配布するとともに区ホームページにも掲載した。
- (ウ) 区報に、6月は「食品衛生法改正に伴う事業者へのお知らせ」、「家庭でできる食中毒予防」を、11月は「ノロウイルスによる食中毒予防」を掲載した。
- (エ) 手洗いポスターと30日手洗いがんばり表を6,200部発行し、区内小学校の新1年生に対して配布した。

ウ 食品等事業者への講習等

- (ア) 食品等事業者に対しては、食中毒予防の情報や衛生管理等について、業態別に講習会を33回、1,180名に実施した。
- (イ) 区内事業者の食品衛生責任者を対象とした実務講習会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

エ 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

区長が委嘱した食品衛生推進員は、食品衛生推進員会議等を通じ、保健所事業への協力や普及啓発活動への協力を行った。また、食品衛生協会の自治指導員は食品等事業者に対し、自主的な衛生管理の推進活動を行った。

オ 意見募集

令和4年度食品衛生監視指導計画の策定において、1月にパブリックコメントを実施するとともに、食品衛生推進員会議で意見交換を行った。

3 実施結果の公表

生活衛生課、生活衛生課石神井分室（石神井保健相談所内）で実施結果を配布するとともに、区ホームページへ掲載し、公表した。